



シェアへのご寄付（募金）は、申告によって、所得税、法人税、相続税、東京都の個人住民税の優遇措置の対象となります。

(特活)シェア＝国際保健協力市民の会は国税庁より税制優遇の認定を受けた「認定 NPO 法人」です。

個人によるご寄付

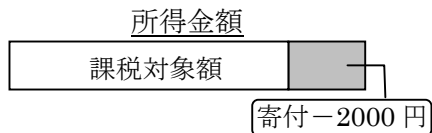
★ 2011 年度に税制改正が行われ、所得税について (1)所得控除か(2)税額控除のいずれか有利な方を選択できるようになりました。

※所轄の税務署へ確定申告を行ってください。年末調整では申告できません。

※確定申告には、当会発行の領収書を添付してください。

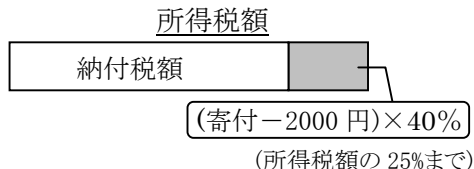
(1) 所得控除の場合

所得金額から「寄付金額－2000 円」が控除された残りの金額に課税されます。



(2) 税額控除の場合

「(寄付の合計額－2000 円)×40%」が税額から直接控除されます。



いずれの場合も 寄付金の合計額は 所得金額の 40%が限度です。

法人によるご寄付

★ 法人からのご寄付は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \div 2$ (一般寄付金の 2 倍)

相続税

★ 相続により取得した財産よりご寄付いただいた場合、寄付した財産には相続税が課税されません。

※さらに、東京都にお住まいの方は、個人住民税の税額控除を受けられます。所轄の都税事務所および市区町村にお問合せください。東京都主税局ホームページ:http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html#kju7

※詳しくは、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※この資料は2011年11月に作成しました。